



# 授業料減免制度のお知らせ

- 千葉県では、国の就学支援金制度の他、経済的な理由により授業料等の納付が困難な場合に利用できる授業料減免補助制度や、奨学のための給付金制度等を行っております。詳しくは通学している私立高校の事務室（減免担当）までご相談ください。

## ■ 国の就学支援金制度 【月額 9,900 円授業料軽減】

※1 年収910万円未満程度の世帯が対象です。

※2 保護者の所得に応じて2.5倍、2.0倍又は1.5倍の加算があります。

## ■ 県の授業料減免制度

対象となる学校種は以下のとおりです。

- ・ 県内私立高等学校（通信制課程の県外在住生徒は除く）
- ・ 県内私立中等教育学校（後期課程）
- ・ 県内私立専修学校高等課程（高等学校卒業生及び准看護師の養成を目的とする私立専修学校高等課程の生徒は除く）

## ■ 県の入学金軽減制度

対象となる学校種は以下のとおりです。

- ・ 県内私立高等学校（通信制課程の県外在住生徒は除く）
- ・ 県内私立中等教育学校（後期課程）

### ※注意点

- 両制度とも、私立高等学校等の設置者に対して補助（制度を設けていない学校は除く）するものですので、県が保護者の方へ直接補助するものではありません。
- 県外の私立高等学校等に在籍されている方は、本制度の利用はできません。
- 県内私立高等学校の通信制課程に在籍されている方は、県内に住所を有していることも要件となります。

⇒その他の基準については、次頁以降をご覧ください。

## ■ 学び直し支援金

高等学校等を中途退学した者が、再び千葉県内の私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後も卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行います。

## ■ 奨学のための給付金制度

保護者が県内に在住する高校生等に授業料以外の教育費を補助します。

## ■ 奨学金制度（千葉県奨学資金）

※本制度は貸付制度であるため、本人が卒業後、返還することになります。

## ■ 千葉県内私立高校等の授業料減免制度

### ◎ 対象となる方（千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱 第2条による）

生徒の保護者が次のいずれかに該当する方

- 1号 生活保護を受給されている方
- 2号 道府県民税【所得割】及び市町村民税【所得割】の合算額（※）が、85,500円未満である方（年収350万円未満程度の世帯）
- 3号 道府県民税【所得割】及び市町村民税【所得割】の合算額（※）が、292,500円以下である方（年収640万円以下程度の世帯）
- 4号 住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方
- 5号 上記2～4号に準ずる程度に困窮していると認められる方（家計急変）

※ 保護者（＝親権者）全員の所得割を合算した額

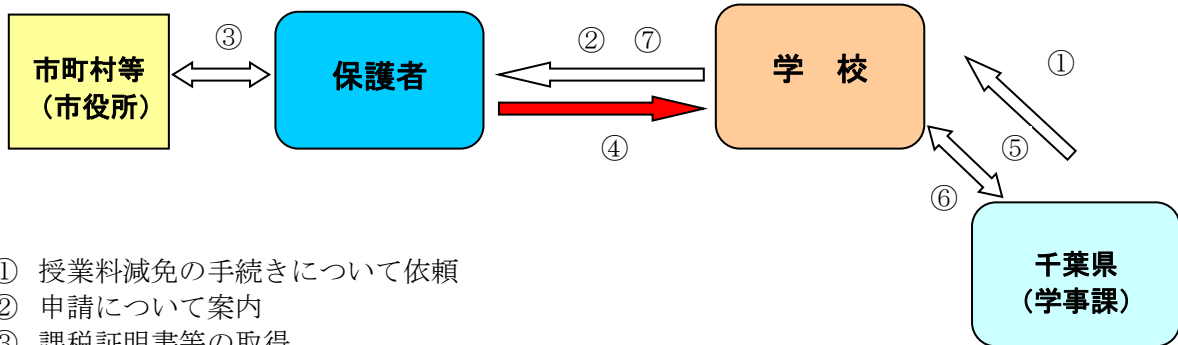
### ◎ 申請方法

在学校に直接申請する。

※ 申請時期、必要書類等の詳細は各学校にお問い合わせください。

※ 当該制度は、制度を利用している学校（学校法人等）に対する補助になりますので、県が保護者の方へ直接授業料の補助するものではありません。

### ◎ 申請から補助までの流れ



- ① 授業料減免の手続きについて依頼
- ② 申請について案内
- ③ 課税証明書等の取得
- ④ 学校に申請書類を提出
- ⑤ 学校で審査後、千葉県で申請書類等を確認
- ⑥ 千葉県から学校へ補助金を交付
- ⑦ 学校が減免対象者の授業料を軽減

### ◎ 減免される額

減免の要件	減免内容
上記の1号・2号に該当	授業料から就学支援金を除いた差額を免除
上記の3号～5号に該当	授業料の3分の2から就学支援金を除いた差額を免除

(例) ○子どもは、高校3年生が1人、高校1年生が1人の計2人である。  
 ○高校1年生の子どもが私立高校に入学しており、授業料は月3万円である。  
 ⇒道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（保護者合算）により、以下の  
 (1)～(5)に分かれます。

(1) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（保護者合算）が0円の場合  
 (=就学支援金2.5倍加算該当、授業料減免2号該当により、授業料全額免除)

就学支援金 (基準額分) 9,900円	就学支援金 (2.5倍加算) 14,850円	授業料減免 5,250円
---------------------------	------------------------------	-----------------

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（保護者合算）が85,500円未満の場合  
 (=就学支援金2.0倍加算該当、授業料減免2号該当により、授業料全額免除)

就学支援金 (基準額分) 9,900円	就学支援金 (2.0倍加算) 9,900円	授業料減免 10,200円
---------------------------	-----------------------------	------------------

(3) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（保護者合算）が85,500円以上  
 257,500円以下の場合  
 (=就学支援金1.5倍加算該当、授業料減免3号該当により、授業料の3分の2を免除)

就学支援金 (基準額分) 9,900円	就学支援金 (1.5倍加算) 4,950円	授業料減免 5,150円	保護者負担 10,000円
---------------------------	-----------------------------	-----------------	------------------

(4) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（保護者合算）が257,500円以上  
 292,500円以下の場合  
 (=就学支援金加算なし、授業料減免3号該当)

就学支援金 (基準額分) 9,900円	授業料減免 10,100円	保護者負担 10,000円
---------------------------	------------------	------------------

(5) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（保護者合算）が292,501円以上  
 507,200円未満の場合  
 (=就学支援金加算、授業料減免共に該当せず)  
 →就学支援金基準額分のみの支給となるため残額20,100円は保護者負担となります。

◎ 授業料減免制度のQ&A

- Q1) 授業料の減免を受けられる期間は？  
 A) 4月分の授業料からその年度の3月分までの授業料までです。また、家計状況が急変した場合には、年度途中からも受けることができます。
- Q2) 給与所得(年収)が340万円なので全額の減免になりますか？  
 A) 所得等は目安であり、授業料減免の判断基準は道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（保護者の合計額）になります。
- Q3) 授業料減免と国の就学支援金の両方を受けられますか？  
 A) 各々の要件を満たしていれば可能です。なお、国の就学支援金の対象となる場合は、必ず手続きをしてから県の授業料減免の手続きをしてください。
- Q4) 授業料減免と奨学金の両方を受けられますか？  
 A) 各々の要件を満たしていれば可能です。
- Q5) 学校に納付する施設設備費は授業料減免の対象となりますか？  
 A) 対象となりません。あくまでも授業料のみについての補助となります。

## ■ 千葉県内私立高校の入学金軽減制度

経済的な理由で修学が困難な方は、入学金の軽減が受けられます。

(一部の制度を設けていない学校を除く。)

### ◎ 対象となる要件 (千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱 第2条による)

- ・ 生徒の保護者が次の1号, 2号のいずれかに該当すること。

保護者の要件	入学金軽減額
1号 生活保護を受給されている方	入学金の1/2, または5万円のいずれ か低い方の額
2号 道府県民税【所得割】及び市町村民税【所得割】の合算額(※)が、 85,500円未満である方。(年収350万円未満程度の世帯) (授業料減免制度の2号の要件と同じ。) ※ 保護者(=親権者)全員の所得割を合算した額	

## ■ 学び直し支援金制度

高等学校等を中途退学した者が、再び千葉県内の私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間36月(通信制は48月)の経過後も卒業までの間(最長2年)、継続して授業料の支援を受けられます。

### ◎ 対象となる要件

- ・ 千葉県の私立高等学校等に在学していること
- ・ 高等学校等を卒業していないこと
- ・ 平成26年4月以降に高等学校等に再入学した者であって、高等学校等に在学した期間が通算して36月(通信制は48月)を超えていること
- ・ 高等学校等を中途退学したことがあること
- ・ 学び直し支援金を通算して24月を超えて受けていないこと
- ・ 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が507,000円未満であること  
(就学支援金と同じ)

### ◎ 支給される額

就学支援金と同様に授業料の月額に相当する額(その額が、下記支給限度額を超えるときは、支給限度額)を月を単位として支給する。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額	支給限度額
507,000円未満	9,900円
257,500円未満(1.5倍加算)	14,850円
85,500円未満(2倍加算)	19,800円
非課税(0円)(2.5倍加算)	24,750円

## ■ 奨学のための給付金制度

経済的な理由で修学が困難な方は、授業料以外の教育費負担の補助を受けられます。

### ◎ 対象となる要件

就学支援金及び学び直し支援金対象者のうち、7月1日（基準日）現在、次の全ての要件に該当する高校生等が対象となります。

- ・ 私立高等学校等に在学していること
- ・ 保護者が千葉県内に在住していること（高校生等が成人している場合は、高校生等本人が県内に在住していること）  
※保護者が県外に在住している場合は在住する都道府県へ申請することになります。
- ・ 生活保護（生業扶助）受給世帯又は保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（保護者合算）が非課税（0円）であること

### ◎ 補助される額（生徒1人につき年額）

【平成30年度】

支給区分		支給額（年額） 全日制・定時制	支給額（年額） 通信制
1	生活保護受給世帯の高校生等	52,600円	52,600円
2	(1) 以下を除く高校生等	89,000円	38,100円
	(2) 当該世帯に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる高校生等 ※兄弟姉妹が高等学校等に在籍している場合は15歳以上23歳未満の年齢制限なし ※兄弟姉妹で私立高等学校等に在籍している場合は、生年月日順に1人目が89,000円、2人目以降が138,000円	138,000円	

## ■ 奨学金制度

名 称	千葉県奨学資金	
実施主体	千葉県教育委員会	
貸付月額	自宅：10,000円、20,000円及び30,000円の3段階の中から選択 (自宅外：5,000円増)	
対象者	学校所在	問わない
	居住要件	保護者が県内在住
	成績要件	問わない
	収入要件 (給与収入の場合)	4人世帯の年収の目安 約735万円以下 ※世帯全体の収入で判断

※ 収入要件の基準年収は平成30年度の金額であり、来年度以降変動する可能性があります。

※ 新年度の申請時期、必要書類、収入要件等の詳細は、各学校にお問い合わせください。

※ 返済について

本人が卒業後、定められた期間に返還しますが、大学等へ進学した場合や、一定の収入を得るまでの間（例：給与所得者の場合、年間給与収入230万円）等、返還を猶予できる制度があります（返還が免除されるものではありません）。

## ■ ホームページ等

### ◎ 千葉県私立高等学校等授業料減免、入学金軽減及び奨学のための給付金制度

#### ○ 千葉県ホームページ

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/index.html>)

(千葉県トップ> 教育・文化・スポーツ>教育・健全育成) 私立学校 > 学費等の助成制度 )

#### ○ お問い合わせ先

各学校, 又は千葉県総務部学事課 私学振興班 (Tel043-223-2155)

### ◎ 千葉県教育委員会の奨学金制度

#### ○ 千葉県ホームページ

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/index.html>)

(千葉県トップ) 教育・文化・スポーツ>教育・健全育成) 学校教育 > 奨学金・就学援助

> 千葉県の奨学金制度)

#### ○ お問い合わせ先

各学校, 又は千葉県教育庁企画管理部財務課 奨学金担当 (Tel043-223-4027)

### ◎ 文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/))

#### ○ 国の高等学校等就学支援金制度

(文部科学省トップ) 教育) 小・中・高校) 高校生等への修学支援)